

南種子町地域防災計画 (資料編)

令和4年9月



南種子町防災会議

目 次

1 防災組織に関する資料

1-1	南種子町防災会議条例	1
1-2	南種子町防災会議委員名簿	2
1-3	南種子町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	5

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1	鹿児島県消防相互応援協定	6
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	9
2-3	南種子町と鹿児島市との救急業務応援協定	11
2-4	南種子町と霧島市との救急業務応援協定	12
2-5	南種子町と中種子町における非常備消防相互応援協定	13
2-6	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	14
2-7	南種子町と愛知県飛島村との災害時相互応援協定	16
2-8	熊毛地区災害時相互応援協定	18
2-9	自衛隊災害派遣（撤収）要請	19

3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	21
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	22
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	23
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	25
3-5	地すべり危険箇所	27
3-6	山腹崩壊危険地区	28
3-7	地すべり危険地区（山地災害）	28
3-8	崩壊土砂危険地区	29
3-9	建築基準法に基づく災害危険区域	29
3-10	交通途絶予想箇所	29
3-11	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	30
3-12	土砂災害区域内の要配慮者施設	35

4 避難に関する資料

4-1	避難所一覧	36
4-2	孤立化集落対策マニュアル	38
4-3	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	40

5 気象等観測に関する資料

5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	42
5-2	特別警報の種類及び発表基準	44
5-3	雨量観測所	44

6 通信に関する資料

6-1	防災行政無線の整備状況	45
6-2	同報無線設置箇所	45

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1	食糧（主食米）の調達先	47
7-2	応急仮設住宅建設候補地	47
7-3	水道施設の概要	48
7-4	給水資機材等の整備状況	48

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1	消防団の組織	49
8-2	消防団の定員及び装備状況	49
8-3	危険物施設状況	50

9 医療・衛生に関する資料

9-1	医療機関	52
9-2	ごみ・し尿収集運搬車	52
9-3	廃棄物・し尿処理施設	53
9-4	火葬場	53

10 輸送に関する資料

10-1	救援物資等集積場所	54
10-2	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	54
10-3	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	55

11 その他の資料

11-1	救助の実施程度、方法及び期間一覧表	56
11-2	指定（登録）文化財一覧	59

1 防災組織に関する資料

1-1 南種子町防災会議条例（昭和38年3月25日条例第11号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南種子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）南種子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は副町長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （2）鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （3）鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （4）町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防長又はその指名する職員及び消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （8）前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、20人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

1 - 2 南種子町防災会議委員名簿

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	南種子町長	第3条第2項	会長
2	南種子町副町長	4項	副会長
3	鹿児島地方気象台 気象防災情報調整官	5項1号	指定地方行政機関
4	熊毛支庁 総務企画課長	5項2号	県職員
5	種子島警察署 南種子交番所長	5項3号	県警察職員
6	総務課長	5項4号	町職員
7	保健福祉課長	5項4号	町職員
8	建設課長	5項4号	町職員
9	水道課長	5項4号	町職員
10	南種子町教育長	5項5号	教育長
11	熊毛地区消防組合 南種子分遣所長	5項6号	消防組合職員
12	南種子町消防団長	5項6号	消防団長
13	九州電力株式会社 熊毛配電事業所長	5項7号	指定地方公共機関
14	熊毛地区医師会 公立種子島病院長	5項7号	指定地方公共機関
15	南種子町公民館連絡協議会長	5項8号	町長が特に必要と認める者
16	南種子町女性団体連絡協議会長	5項8号	町長が特に必要と認める者
17	南種子町社会福祉協議会長	5項8号	町長が特に必要と認める者

※ その他町長が必要と認める者

1 - 3 南種子町災害対策本部条例（昭和38年3月25日）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、南種子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
■ 県		
鹿児島県危機管理防災局危機管理課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表7590
西之表保健所	0997-22-0777	西之表市西之表7590
■ 警察・消防		
種子島警察署	0997-22-0110	西之表市西之表16381-9
熊毛地区消防組合	0997-23-0119	西之表市鴨女町248
■ 指定地方行政機関		
九州農政局鹿児島農政事務所	099-222-0121	鹿児島市小川町3-64
九州森林管理局屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久町安房166-5
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町18-2
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296	鹿児島市城南町23-1
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字838
鹿児島地方气象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町18-2-50
■ 自衛隊		
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	0995-46-0350	霧島市国分福島2-4-14
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	0994-43-3111	鹿屋市西原3-11-2
■ 指定公共機関及び指定地方公共機関		
日本郵便株式会社鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町1-2
西日本電信電話(株)鹿児島支店	099-227-9689	鹿児島市松原町4-26
日本銀行鹿児島支店	099-259-3220	鹿児島市上之園町5-15
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町1-5
日本放送協会鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町19-20
九州電力(株)鹿児島支社	099-285-5268	鹿児島市与次郎2-6-16
九州電力送配電(株)熊毛配電事業所	0997-23-3541	西之表市鴨女町211-1
日本通運(株)鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町1-8
(社)鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港2-4-15
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	上屋久町宮之浦197
■ その他		
種子屋久農業協同組合	0997-27-1211	中種子町野間5281番地
南種子町漁業協同組合	0997-26-4620	南種子町島間1
南種子町商工会	0997-26-0140	南種子町中之上2293-5
南種子町社会福祉協議会	0997-26-1703	南種子町中之上2283
種子島森林組合南種子支所	0997-26-1209	南種子町中之上1700-79

1 - 5 自主防災組織

(令和元年12月末現在)

地区名	組織数	自主防災組織 の隊員数(人)	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)
平山	4	389	211	211	100.0
荃永	10	435	220	220	100.0
下中	5	189	95	95	100.0
西之	13	707	386	386	100.0
西海	4	197	107	107	100.0
島間	5	592	318	318	100.0
長谷	6	420	253	253	100.0
上中	11	2,718	1,372	1,372	100.0
合計	58	5,647	2,962	2,962	100.0

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。

3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれ代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下[要請側市町村等の長]という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合に、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援の中断）

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用
 - ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
 - イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
 - ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日

記名押印〔略〕

2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

2-3 南種子町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と南種子町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壺通を所持するものとする。

平成18年3月20日

記名押印〔略〕

2-4 南種子町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と南種子町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費、その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成18年1月10日

記名押印〔略〕

2-5 南種子町と中種子町における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、南種子町と中種子町（以下「協定町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した町の長は、協定町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月30日

記名押印〔略〕

2-6 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

記名押印〔略〕

2-7 南種子町と愛知県飛島村との災害時における相互応援に関する協定

鹿児島県南種子町及び愛知県飛島村（以下「協定町村」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する協定町村（以下「要請町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された協定町村（以下「応援町村」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 災害の発生により協定町村間の連絡が取れない状況にあり、協定町村周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町村の負担とする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復経路の途中に生じたものについては応援町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定町村間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方自署押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年2月22日

記名押印[略]

2-8 熊毛地区災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、熊毛1市3町における災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災地に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 水道資機材
- (4) 応援給水
- (5) 給水に係る衛生措置等の指導
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(応援要請に係る手続等)

第3条 被災を受けた市町が応援を要請しようとするときは、要請の具体的事項を明らかにして要請を行うものとする。

2 前項の要請を受けた市町は、応援可能な事項を明らかにして速やかに被災市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定に基づき応援を受けた市町が負担すべき経費の基準は、次の各号の定めるところによる。

(1) 職員の派遣に係る次の経費

- ア 応援をした市町が定める規定により算出した応援にかかる職員の旅費及び諸手当の額
- イ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合における賠償にかかる経費
- ウ その他応援を受けた市町と応援をした市町が協議して定めた額

(2) 提供を受けた物資の購入に係る経費

- (3) 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (4) 全各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては当該応援に要した経費

2 第2条の規定に基づき応援をした市町が応援に要した経費を立替払いした場合は、前項の基準により算出した額は、応援を受けた市町に請求するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、各市町協議の上定めるものとする。

平成31年4月1日

記名押印[略]

2-9 自衛隊災害派遣（撤収）要請

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

南種子町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

南種子町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

3 危険箇所等に関する資料

3-1 土石流危険溪流Ⅰ

(平成 20 年 12 月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
502 I -001	その他	古川川	古川川	島間	1.48	2	110	46		県道野間島間港線 国道 58 号線	2.79
502 I -002	その他	下立石川	下立石川第 1	下立石	0.04	8	12	5		県道西之表南種子線	0.00
502 I -003	鹿鳴川	鹿鳴川	鹿鳴川支溪	田代	0.56	5	0	0		町道, 田代公民館	1.11
502 I -004	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第 1 小川	田代	0.34	8	14	6		町道	0.97
502 I -005	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第 3 小川	田代	0.02	10	14	6		町道	1.08
502 I -006	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第 2 小川	田代	0.07	9	12	5		町道	0.63
502 I -007	郡川	下中川	下中川	山神	0.14	10	19	8		町道	1.36
502 I -008	郡川	郡川	山神川	山神	0.88	4	24	10		町道	2.09
502 I -009	郡川	西寺川	西寺川	郡原	0.88	4	12	5		町道	3.48
502 I -010	郡川	東寺川	東寺川	郡原	0.58	4	12	5		町道	3.78
502 I -011	郡川	郡川	河内川	河内	0.37	7	2	1		温泉センター, 町道	0.44
502 I -012	宮瀬川	宮瀬川	中野の小川	中之町	0.01	14	29	12		荃南小学校 県道西之表南種子線	0.00
502 I -013	その他	竹崎川	竹崎川	竹崎	0.09	5	14	6		県道荃永上中線, 旅館	1.09

3-2 土石流危険溪流Ⅱ

(平成20年12月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
502Ⅱ-001	その他	郡部川	郡部川	中塩屋	0.11	8	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-002	—	—	大川第1	大川	0.27	6	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-003	—	—	上立石第1	上立石	0.04	7	7	3	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-004	その他	広浜川	広浜川	上立石	0.15	5	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-005	その他	上立石川	第1上立石川	上立石	0.08	6	2	1	県道西之表南種子線, 町道	0.00
502Ⅱ-006	その他	下立石川	下立石川	上立石	0.19	6	10	4	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-007	その他	下立石川	下立石川第2	下立石	0.12	7	10	4	県道西之表南種子線, 町道	0.00
502Ⅱ-008	—	—	宮三枚第一	宮三枚	0.04	11	5	2	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-009	その他	小脇谷川	小脇谷川	前之原	0.10	7	10	4	県道西之表南種子線, 町道	0.61
502Ⅱ-010	鹿鳴川	本村川	本村第1	本村	0.04	16	2	1	県道西之表南種子線, 町道	0.79
502Ⅱ-011	鹿鳴川	本村川	本村第2	本村	0.12	20	2	1	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-012	鹿鳴川	小笹谷	小笹谷	本村	0.14	17	2	1	県道西之表南種子線	0.98
502Ⅱ-013	鹿鳴川	本村川	甲屯谷	本村	0.15	18	7	3	県道西之表南種子線, 町道	1.79
502Ⅱ-014	鹿鳴川	本村川	本村川	本村	0.12	21	7	3	県道西之表南種子線, 町道	1.38
502Ⅱ-015	鹿鳴川	鹿鳴川	宇都谷	平野	0.06	16	2	1	町道	0.96
502Ⅱ-016	郡川	郡川	真所の小川	真所	0.06	5	5	2	県道西之表南種子線	0.22
502Ⅱ-017	宮瀬川	宮瀬川	新上里第1	新上里	0.19	12	2	1	県道西之表南種子線	1.79
502Ⅱ-018	宮瀬川	清水川	阿升第1	阿升	0.08	7	7	3	県道荃永上中線, 町道	0.18

3-3 急傾斜地崩壊危険箇所 I

(平成 20 年 12 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共の建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2354	牛野	西海	680	40	35	21			県道	700				
I 1 2355	中之塩屋	西海	250	40	20	9			県道	210				
I 1 2356	大川 1	西海	250	50	30	6	大川小学校		県道	150				
I 1 2357	大川 2	西海	200	50	30	5	上立石公民館		県道	210				
I 1 2358	本村 1	西之	248	30	40	8			県道	260				
I 1 2359	本村 2	西之	325	30	40	16			県道	150	町道	150		
I 1 2360	本村 3	西之	450	40	80	12			県道	150	町道	300		
I 1 2361	田代	西之	200	35	20	6			町道	200				
I 1 2362	雨田	茎永	200	35	30	6			町道	130				
I 1 2363	菅原 1	茎永	300	35	30	10			県道	200				
I 1 2364	菅原 2	茎永	280	60	45	12			町道	250				
I 1 2365	仲之町 2	茎永	200	60	40	12	宇都浦公民館		町道	210				
I 1 2366	仲之町 1	茎永	450	60	40	15	茎南小学校	旅館	県道	60	町道	350		
I 1 2367	浜田	平山	250	35	20	7			町道	250				
I 1 3235	島間中之町	島間	110	60	7	8			町道	100				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 3236	阿多	茎永	150	60	70	12			県道	100				
I 1 4238	仲之町 4	平山	150	42	25	5			町道	30				
I 1 4239	大久保	島間	160	32	12	9	少年自然の家		県道	90				
I 1 4241	上之平	中之上	270	42	27	11	上之平公民館		国道	200				
I 1 4242	新栄町 2	中之下	200	67	15	13								
I 1 4243	広田 1	平山	140	45	17	8								
I 1 4627	焼野	中之下	100	33	20	7			町道	100				
I 1 4628	真所 1	西之	190	35	30	5			県道	200				
I 1 4629	大宇都 3	中之上	60	37	25	1	大宇都公民館							
I 1 4630	雨田 4	茎永	170	45	25	3	雨田部隊営農 集落研修センター							
I 1 4631	雨田 5	茎永	200	35	25	7			町道	200				
I 1 4632	菅原 4	茎永	100	32	15	6			町道	60				
I 1 4633	阿竹 2	茎永	180	45	22	5								
I 1 4634	菅原 6	茎永	50	43	15	2	菅原集落営農 研修センター		町道	20				
I 1 4635	大川 4	中之上	120	37	20	6			県道	130				
I 1 4636	広田 2	平山	200	38	12	2	旅館							
I 2 260	西之町 2	平山	53	50	20	3	平山郵便局		町道	60				

3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成20年12月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4205	竹崎2	荃永	100	47	15	4						
Ⅱ 1 4206	大宇都2	中之上	40	35	25	1						
Ⅱ 1 4208	崎原1	西之	60	55	35	1	町道	70				
Ⅱ 1 4209	夏田	中之下	70	38	18	2						
Ⅱ 1 4210	山神	中之下	50	30	20	1						
Ⅱ 1 4211	上里	荃永	50	38	15	1						
Ⅱ 1 4212	雨田2	荃永	60	40	20	2						
Ⅱ 1 4213	雨田3	荃永	55	50	20	1						
Ⅱ 1 4216	雨田6	荃永	60	35	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4217	雨田7	荃永	60	40	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4218	菅原3	荃永	105	42	12	2	町道	110				
Ⅱ 1 4220	菅原5	荃永	40	37	30	1	町道	50				
Ⅱ 1 4221	宇都浦1	荃永	170	54	50	4	町道	170				
Ⅱ 1 4222	阿竹1	荃永	200	78	55	4						
Ⅱ 1 4223	竹崎1	荃永	110	50	25	3						
Ⅱ 1 4224	浜田2	平山	60	37	16	2	町道	70				
Ⅱ 1 4225	仲之町3	平山	150	55	15	2	町道	100				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4226	牛野 2	島間	100	50	40	3	県道	110				
Ⅱ 1 4227	田代 2	西之	100	37	15	2	町道	100				
Ⅱ 1 4228	新栄町 1	中之下	100	60	20	2						
Ⅱ 1 4230	新栄町 3	中之上	60	35	20	3						
Ⅱ 1 5467	大宇都 1	中之上	270	40	25	3						
Ⅱ 1 5468	水牛	平山	50	50	8	2						
Ⅱ 1 5469	小平山	島間	50	60	13	1						
Ⅱ 1 5470	島間中之町 1	島間	30	40	15	1	町道	20				
Ⅱ 1 5471	宇都浦 2	茎永	40	55	12	1						
Ⅱ 1 5472	阿竹 3	茎永	70	60	35	3	町道	80				
Ⅱ 1 5473	新上里	茎永	30	50	12	1						
Ⅱ 1 5474	有尾	中之上	50	48	16	1						
Ⅱ 1 5475	大川 3	中之上	50	42	20	1	町道	50				
Ⅱ 1 5476	官造牧	西之	55	47	20	1	県道	20				
Ⅱ 1 5477	田代 3	西之	35	35	12	1						
Ⅱ 1 5478	西之町 3	平山	40	43	15	1						
Ⅱ 2 350	西之町	平山	35	65	6	1						
Ⅱ 2 432	上之平 2	中之上	80	50	10	3	町道	90				
Ⅱ 2 433	下立石	中之上	120	60	30	4	県道	130				

3-5 地すべり危険箇所

(平成20年12月現在)

箇所番号	箇所名	河川名			位置		地すべり危険箇所面積	保全人家戸数	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名	地名	大字			
58	牛野				南種子町	中之上	4.6	13	県道, 町道
59	河内	郡川	郡川	郡川	南種子町	中之上	8.8	13	県道
64	仲之町	宮瀬川			南種子町	荃 永	10.5	65	県道, 町道, 小学校, 郵便局, 公民館, 旅館

3-6 山腹崩壊危険地区

(平成20年12月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
502-0001	西海	島間	後田	502-0015	荃永	荃永	稲庭
502-0002	西海	島間	長小田	502-0016	荃永	荃永	岩屋
502-0003	西海	島間	通り山	502-0017	荃永	荃永	広丸
502-0004	西海	島間	黒木田	502-0018	荃永	荃永	広丸
502-0005	西海	西之	中嵐	502-0019	平山	平山	永田
502-0006	西之	西之	平九郎	502-0020	西海	島間	広浜
502-0007	西之	西之	宇都	502-0021	島間	島間	赤尾坂
502-0008	西之	西之	中馬	502-0022	平山	平山	大坪
502-0009	下中	中之下	若松作	502-0023	西之	西之	植松
502-0010	下中	中之下	花峰	502-0024	西之	西之	大中峯
502-0011	上中	中之上	山口	502-0025	西海	西之	中嵐
502-0012	荃永	荃永	雨田	502-0026	平山	平山	大浦上
502-0013	荃永	荃永	川頭	502-0027	島間	島間	大久保
502-0014	荃永	荃永	小峰	502-0028	荃永	荃永	菅原

3-7 地すべり危険地区(山地災害)

(平成22年10月現在)

番号	地区名	位置		備考
		大字	字	
502-0001	平山	平山	西ノ園	町指定
502-0002	西海	西之	大中峯	〃
502-0003	島間	島間	横峯	〃
502-0004	島間	島間	園田	〃
502-0005	島間	島間	古川	〃
502-0006	島間	島間	稲子崎	〃
502-0007	上中	中之上	寺内	〃
502-0008	西之	西之	神ノ山	〃
502-0009	西之	西之	平原	〃

3-8 崩壊土砂危険地区

(平成20年12月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
502-0001	西海	島間	稲野	502-0012	下中	中之下	寺川東山
502-0002	西海	島間	稲野	502-0013	上中	中之下	寺川東山
502-0003	西海	西元	徳丸ケ野	502-0014	上中	中之上	平谷山
502-0004	上中	中之上	永谷	502-0015	上中	中之上	平谷山
502-0005	上中	島間	大田尾	502-0016	上中	中之上	小平
502-0006	西之	西之	赤尾山	502-0017	長谷	中之上	長谷山
502-0007	西之	西之	通り水	502-0018	長谷	中之上	長谷山
502-0008	西之	西之	後野	502-0019	荃永	荃永	尻無山
502-0009	西之	西之	安平	502-0020	島間	島間	小牧角
502-0010	下中	中之下	大谷	502-0021	島間	島間	井ノ平
502-0011	下中	中之下	上勘八山	502-0022	西海	島間	牛野原

3-9 建築基準法に基づく災害危険区域

該当箇所なし (平成20年12月現在)

3-10 交通途絶予想箇所

該当箇所なし (平成20年12月現在)

3-11 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

(平成 29 年度末現在)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	字	区域概要		
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積 (m ²)	急傾斜の場 合、がけ高 (m)
kyu502-0079	河内 1	急傾斜	中之上	1	6,927	24
kyu502-0001	稲子泊 1	急傾斜	島間	2	10,258	21
kyu502-0002	稲子泊 2	急傾斜	島間	4	5,826	21
kyu502-0003	御開 1	急傾斜	島間	3	18,395	19
kyu502-0006	元屋敷 1	急傾斜	島間	7	1,426	7
kyu502-0007	古川 1	急傾斜	島間	1	302	6
kyu502-0009	今出川 1	急傾斜	島間	1	20,957	22
kyu502-0010	稲子崎 1	急傾斜	島間	5	11,666	26
kyu502-0011	桜園 1	急傾斜	島間	4	6,151	21
kyu502-0020	有尾 1	急傾斜	中之上	1	912	9
kyu502-0022	長谷ノ口 1	急傾斜	中之上	2	13,558	13
kyu502-0056	赤尾木山崎 1	急傾斜	中之上	2	23,912	30
kyu502-0057	大宇都 1	急傾斜	中之上	5	14,533	28
kyu502-0058	黒山 1	急傾斜	中之上	8	6,132	9
kyu502-0059	大宇都 2	急傾斜	中之上	10	15,352	20
kyu502-0075	前ノ峯 1	急傾斜	中之上	5	20,753	27
kyu502-0081	加治屋峯 1	急傾斜	中之上	6	30,370	40
kyu502-0200	新町 1	急傾斜	島間	3	2,074	7
kyu502-0201	新町 2	急傾斜	島間	5	824	7
kyu502-0202	古川 2	急傾斜	島間	2	338	6
kyu502-0203	古川 3	急傾斜	島間	7	3,113	10
kyu502-0204	小場 1	急傾斜	中之上	2	1,086	7
kyu502-0205	山口 1	急傾斜	中之上	6	22,186	23
kyu502-0206	山口 2	急傾斜	中之上	3	5,842	27
kyu502-0207	山口 3	急傾斜	中之上	1	1,813	13
dok502-0019	加治屋峯 1	土石流	中之上	4	25,373	
dok502-0022	加治屋峯 2	土石流	中之上	13	26,007	
dok502-0100	稲子泊 1	土石流	島間	1	1,638	
dok502-0101	稲子泊 2	土石流	島間	3	4,366	
dok502-0102	香府子島 1	土石流	島間	12	102,966	
dok502-0103	加治屋峯 3	土石流	中之上	2	12,718	
dok502-0104	加治屋峯 4	土石流	中之上	1	14,950	
dok502-002	苦勞田 1	土石流	島間	0	6,138	
dok502-003	垣所 1	土石流	島間	0	11,617	
dok502-004	中ノ塩屋 1	土石流	中之上	3	8,159	
dok502-005	石ノ本 1	土石流	中之上	1	3,529	

箇所番号	区域名	自然現象の種類	字	区域概要		
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積 (m ²)	急傾斜の場合、がけ高 (m)
dok502-006	古樋 1	土石流	中之上	0	6,016	
dok502-007	古樋 2	土石流	中之上	2	4,358	
dok502-020	寺ノ前 1	土石流	荃永	2	38,885	
dok502-200	中ノ塩屋 2	土石流	中之上	2	2,678	
kyu502-0017	苦勞田 1	急傾斜	島間	3	18,867	43
kyu502-0018-01	牛野 1	急傾斜	島間	16	85,498	34
kyu502-0024	水牛 1	急傾斜	平山	1	919	8
kyu502-0025-01	大平 1	急傾斜	平山	7	20,517	26
kyu502-0028-01	山田 1	急傾斜	平山	5	17,720	27
kyu502-0031	朝日田 1	急傾斜	平山	10	36,115	25
kyu502-0032-01	小田 1	急傾斜	平山	2	7,253	14
kyu502-0033	小園 1	急傾斜	平山	5	5,069	22
kyu502-0034-01	前田 1	急傾斜	平山	6	31,467	20
kyu502-0035-01	無田 1	急傾斜	平山	3	14,941	20
kyu502-0037	長田 1	急傾斜	平山	4	20,080	18
kyu502-0038-01	長田 2	急傾斜	平山	6	13,648	34
kyu502-0039-01	向井里宅地 1	急傾斜	平山	9	25,924	18
kyu502-0040	浜田浦 1	急傾斜	平山	14	24,664	31
kyu502-0042-01	浜田浦 2	急傾斜	平山	2	17,845	14
kyu502-0043-01	古田 1	急傾斜	平山	3	10,727	17
kyu502-0044	浜田浦 3	急傾斜	平山	3	16,712	28
kyu502-0050-01	通山 1	急傾斜	中之上	7	40,560	27
kyu502-0051-01	大川 1	急傾斜	中之上	11	30,599	33
kyu502-0052	大川田 1	急傾斜	中之上	3	17,858	21
kyu502-0063-01	廣田宅地 1	急傾斜	平山	5	28,052	16
kyu502-0064	廣田宅地 2	急傾斜	平山	7	5,937	15
kyu502-0068-01	奥濱渡 1	急傾斜	平山	1	12,209	15
kyu502-0084-01	林 1	急傾斜	荃永	2	2,719	17
kyu502-0085-01	林 2	急傾斜	荃永	2	1,114	10
kyu502-0086	地主田 1	急傾斜	荃永	3	3,727	10
kyu502-0096-01	冷水牟田 1	急傾斜	荃永	5	46,770	22
kyu502-0098-01	佐山崎牟田 1	急傾斜	荃永	1	10,420	10
kyu502-0099-01	佐山崎牟田 2-01	急傾斜	荃永	7	34,650	23
kyu502-0103-01	片板 1	急傾斜	荃永	9	38,487	25
kyu502-0208	長小田 1	急傾斜	島間	2	3,574	10
kyu502-0209-01	中ノ塩屋 1	急傾斜	中之上	4	8,582	16
kyu502-0210	大川田 2	急傾斜	中之上	3	4,006	16
dok502-021	和田打川 1	土石流	荃永	1	27,655	
dok502-032	浦宇都 1	土石流	荃永	19	21,818	

箇所番号	区域名	自然現象の種類	字	区域概要		
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積 (m ²)	急傾斜の場合、がけ高 (m)
dok502-040	西俣山 1	土石流	中之下	6	14,614	
dok502-041	岩屋 1	土石流	荃永	3	14,378	
dok502-042	廣丸 1	土石流	荃永	4	13,473	
dok502-043	麻津 1	土石流	荃永	1	11,618	
dok502-048	大谷 1	土石流	中之下	2	28,283	
kyu502-0045	ユルギ牟田 1	急傾斜	平山	2	4,151	29
kyu502-0046	ユルギ牟田 2	急傾斜	平山	2	36,734	24
kyu502-0062	西廣田牟田 1	急傾斜	平山	4	29,453	24
kyu502-0073	仁賀田 1	急傾斜	中之下	9	7,546	13
kyu502-0074	長久保 1	急傾斜	中之下	6	8,822	15
kyu502-0087	野久尾 1	急傾斜	荃永	2	26,874	40
kyu502-0097	大田宇都 1	急傾斜	荃永	16	97,056	456
kyu502-0101	小峯牟田 1	急傾斜	荃永	2	50,910	46
kyu502-0104	黒川田 1	急傾斜	荃永	2	21,962	43
kyu502-0105	片板 2	急傾斜	荃永	1	3,035	15
kyu502-0106	黒川田 2	急傾斜	荃永	24	91,962	68
kyu502-0107	浦宇都 1	急傾斜	荃永	3	21,131	38
kyu502-0108	八幡田 1	急傾斜	荃永	38	138,738	68
kyu502-0110	宮田 1	急傾斜	荃永	4	291,951	46
kyu502-0116	西俣山 1	急傾斜	中之下	2	11,202	22
kyu502-0117	牧田 1	急傾斜	中之下	7	47,773	54
kyu502-0119	石走 1	急傾斜	中之下	1	4,841	12
kyu502-0120	白崩 1	急傾斜	荃永	1	11,551	22
kyu502-0126	藤田 1	急傾斜	荃永	9	60,654	48
kyu502-0127	岩屋 1	急傾斜	荃永	20	131,496	77
kyu502-128	井料田 1	急傾斜	荃永	5	29,799	32
kyu502-0130	麻津 1	急傾斜	荃永	6	25,531	33
kyu502-0132	麻津 2	急傾斜	荃永	5	17,576	26
kyu502-0134	麻津 3	急傾斜	荃永	6	10,015	27
kyu502-0146	市ノ坪 1	急傾斜	中之下	5	25,676	39
kyu502-0211	水牛 2	急傾斜	平山	1	3,585	11
kyu502-0212	田ノ平 1	急傾斜	平山	1	30,530	39
kyu502-0213	朝日田 2	急傾斜	平山	1	14,618	19
kyu502-0214	徳瀬 1	急傾斜	平山	1	7,023	13
kyu502-0215	前ノ田 1	急傾斜	平山	3	34,625	22
kyu502-0216	長田 3	急傾斜	平山	6	20,388	30
kyu502-0218	瀬戸口 1	急傾斜	平山	2	18,879	23
kyu502-0222	廣田宅地 3	急傾斜	平山	1	6,463	16
kyu502-0224	林 3	急傾斜	荃永	1	11,812	17

箇所番号	区域名	自然現象の種類	字	区域概要		
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積 (m ²)	急傾斜の場合、 がけ高 (m)
kyu502-0053	廣濱 1	急傾斜	西之	17	22,189	25
kyu502-0070	立石 1	急傾斜	西之	4	19,550	22
kyu502-0071	大路中ノ 1	急傾斜	西之	10	16,909	29
kyu502-0112	植松 1	急傾斜	西之	2	15,044	23
kyu502-0114	安土山 1	急傾斜	西之	5	32,173	29
kyu502-0115	平九郎 1	急傾斜	西之	12	61,887	50
kyu502-0141	宇都 1	急傾斜	西之	24	143,230	64
kyu502-0149	小笹 1	急傾斜	西之	16	94,902	66
kyu502-0150	龍庵坂 1	急傾斜	西之	9	38,128	45
kyu502-0220	岩ヶ崎 1	急傾斜	島間	0	18,936	23
kyu502-0221	廣濱 2	急傾斜	西之	3	29,390	49
kyu502-0232	田中 1	急傾斜	西之	2	4,247	15
kyu502-0233	安土山 2	急傾斜	西之	2	1,780	6
dok502-0008	中嵐 1	土石流	西之	3	4,577	
dok502-0009	立石 1	土石流	西之	0	15,320	
dok502-0010	立石 2	土石流	西之	5	21,520	
dok502-0011	立石 3	土石流	西之	5	11,080	
dok502-0012	立石 4	土石流	西之	4	10,170	
dok502-0013	大路中ノ 1	土石流	西之	8	26,400	
dok502-0014	大路中ノ 2	土石流	西之	15	46,716	
dok502-0025	六郎畠 1	土石流	西之	2	71,820	
dok502-0035	小渡瀬 1	土石流	西之	4	26,068	
dok502-0036	小渡瀬 2	土石流	西之	13	29,131	
dok502-0037	小渡瀬 3	土石流	西之	14	38,546	
dok502-0045	古笠 1	土石流	西之	11	50,434	
dok502-0046	宇都 1	土石流	西之	3	20,495	
dok502-0049	夏田藪 1	土石流	西之	7	37,503	
dok502-0050	夏田藪 2	土石流	西之	8	36,578	
dok502-0051	大脇 1	土石流	西之	4	43,069	
dok502-0052	大脇 2	土石流	西之	4	33,948	
dok502-0053	大脇 3	土石流	西之	4	51,730	
dok502-0054	大脇 4	土石流	西之	6	55,844	
dok502-0055	大脇 5	土石流	西之	7	33,192	
dok502-0201	有鹿野 1	土石流	西之	0	2,820	
dok502-0203	平九郎 1	土石流	西之	25	27,834	
dok502-0204	宇都 2	土石流	西之	2	24,136	
dok502-0205	宇都 3	土石流	西之	9	26,731	
kyu502-0232	稲子崎 2	急傾斜	島間	3	4,949	8
kyu502-0071	大路中ノ 1	急傾斜	西之	2	5,323	27

箇所番号	区域名	自然現象の種類	字	区域概要		
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積 (m ²)	急傾斜の場合、がけ高 (m)
kyu502-0238	六郎畑 1	急傾斜	西之	1	1,178	9
kyu502-0239	六郎畑 2	急傾斜	西之	2	1,117	8
kyu502-0233	六郎畑 3	急傾斜	西之	1	2,489	11
kyu502-0072	六郎畑 4	急傾斜	西之	6	1,825	8
kyu502-0089	六郎畑 5	急傾斜	西之	1	4,501	23
kyu502-0234	六郎畑 6	急傾斜	西之	7	15,700	30
kyu502-0235	古笠 1	急傾斜	西之	1	4,203	12
kyu502-0236	古笠 2	急傾斜	西之	2	10,161	18
kyu502-0237	古笠 3	急傾斜	西之	7	4,263	25
kyu502-0142	宇都 2	急傾斜	西之	8	52,572	46
kyu502-0227	西俣山 2	急傾斜	中之下	5	11,827	21
kyu502-0228	西俣山 3	急傾斜	中之下	12	30,708	30
kyu502-0240	西俣山 4	急傾斜	中之下	1	6,177	18
kyu502-0231	郡原 1	急傾斜	中之下	16	14,229	147
kyu502-0226	藤田 2	急傾斜	荃永	4	19,724	59
kyu502-0229	井料田 2	急傾斜	荃永	7	53,644	44
kyu502-0129	麻津 4	急傾斜	荃永	8	10,737	33
kyu502-0131	麻津 5	急傾斜	荃永	4	1,922	7
kyu502-0133	麻津 6	急傾斜	荃永	10	5,013	12
kyu502-0135	麻津 7	急傾斜	荃永		5,587	29
kyu502-0136	麻津 8	急傾斜	荃永		15,849	48
kyu502-0137	麻津 9	急傾斜	荃永		20,258	41
kyu502-0230	麻津 10	急傾斜	荃永		12,059	23
kyu502-0138	麻津 11	急傾斜	荃永		27,407	46
kyu502-0241	龍庵坂 2	急傾斜	西之	3	5,044	16
dok502-0056	廣濱 1	土石流	西之	7	3,754	
dok502-0057	廣濱 2	土石流	西之	5	3,511	
dok502-0058	六郎畑 2	土石流	西之	3	169,366	
dok502-0059	古笠 2	土石流	西之	16	110,564	
dok502-0060	古笠 3	土石流	西之	20	105,634	
dok502-0047	夏田藪 3	土石流	西之	3	64,216	
dok502-0061	平九郎 2	土石流	西之	8	12,286	
dok502-0062	平九郎 3	土石流	西之	18	22,850	
dok502-0064	加治屋峯 5	土石流	中之上	8	17,944	
dok502-0063	小渡瀬 4	土石流	西之	8	35,574	

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

(令和4年3月現在)

区 分	事業所名	所在地	電話番号	自然現象の種類	備 考
学校施設	平山小学校	平山 1622	26-7001	急傾斜	
学校施設	荃南小学校	荃永 655	26-7631	土石流, 地滑り, 急傾斜	
学校施設	花峰小学校	中之下1173	26-6430	急傾斜	
学校施設	大川小学校	中之上3698	26-0556	急傾斜	
学校施設	島間小学校	島間3611	26-4317	急傾斜	

4 避難に関する資料

4-1 避難所一覧

地区名	避難所区分	施設名	所在地	電話番号	収容人数 (人)	避難経路	
						国・県道	町道等
平山	1次避難所	平山地区公民館	平山153	26-7678	160	西之表南種子線	長谷平山線，西之町浜田線，仲之町広田線，西之町広田線
	2次避難所	平山小学校	平山1622	26-7001	260		
荃永	1次避難所	荃永地区公民館	荃永194-1	26-7657	130	西之表南種子線， 荃永上中線	荃永上里線，平梨線，宇都浦線
	2次避難所	荃南小学校	荃永655	26-7631	350		
下中	1次避難所	下中地区公民館	中之下1191-1	26-1774	60	西之表南種子線	川内下中線，大曲郡原線，夏田郡原線，上中下中線，花峰大曲線，栗屋田8号線
	2次避難所	花峰小学校	中之下1173	26-6430	240		
西之	1次避難所	西之地区公民館	西之1864-7	26-6049	170	西之表南種子線	上中西之線，田代砂坂線，野大野官造牧線，平野野尻線，平野下西目港線，平野木原線，平野田尻線，平野門倉線
	2次避難所	西野小学校	西之1667	26-6255	260		
西海	1次避難所	西海地区公民館	中之上3672-2	26-1545	120	西之表南種子線	上中杭風線，野大野下立石線，大中峯線，牛野一里塚線
	2次避難所	大川小学校	中之上3698	26-0556	190		
島間	1次避難所	南種子町自然の家	島間5660-14	26-4191	370	国道58号， 野間島間港線， 西之表南種子線	長谷島間線，長谷小平山線，上方大久保線，上方小平山線，島間港野久尾線，大宇都島間線（農道）
	2次避難所	島間小学校	島間3611	26-4317	290		
	2次避難所	仲之町公民館	島間175-2		100		
長谷	1次避難所	長谷地区公民館	中之上1794	26-0128	90	国道58号	長谷平山線，長谷島間線，赤石長谷野線，大宇都摺久保線

長 谷	2次避難所	長谷小学校	中之上1794-2	26-0280	240	国道58号	長谷平山線，長谷島間線，赤石長谷野線，大宇都摺久保線
	福祉避難所	特別養護老人ホーム芙蓉苑	中之上1702-4	26-2345	19	国道58号	長谷平山線
	福祉避難所	特別養護老人ホーム長谷の里	中之上1702-4	26-2345	3		
	福祉避難所	グループホーム あじさい	中之上1702-4	26-2345	4		
上 中	1次避難所	南種子町福祉センター（いきがい活動室）	中之上2283	26-1703	50	国道58号， 釜永上中線	上中下中線，上中西之線，上野共栄線，上野山崎線，役場本町線，役場御開線，堂中野線，川内下中線
	2次避難所	あおぞら広場	中之上2789	26-1111	1,230		
	2次避難所	南種子町トレーニングセンター	中之上2293-5	26-0250	900		
	2次避難所	南種子町中央公民館	中之上2420-2	26-0663	320		
	2次避難所	中平小学校	中之上2427	26-0291	220		
	2次避難所	南種子中学校	中之下1900	26-2355	490		
	2次避難所	南種子町河内温泉センター	中之上341	26-2510	110		
	2次避難所	公立種子島病院	中之上1700-22	26-1230	146		

4-2 孤立化集落対策マニュアル

[県危機管理課]

1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落（例）]

- 道路状況
 - 集落につながる道路等において迂回路がない。
 - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
 - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
 - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

(2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下40箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者(県・市町村等)

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者(県・市町村)

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-3 災害時要援護者の避難支援ガイドライン 〔平成17年4月4日 平成19年2月6日改正〕

1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

2 避難支援に必要な取組み例

(1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する災害時要援護者に関する情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の把握と関係部局間での共有化を図る。
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。
なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

(2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。
※ 要援護者情報……個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

(3) 防災、福祉・医療関係機関・団体との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。
(例) 災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施
- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

(4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- ・ 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。
また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。
- ・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

(5) 災害発生時における避難誘導體制の確立

□ 在宅の要援護者の避難誘導

- ・ 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備・市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

□ 施設入所者の避難誘導

- ・ 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

(6) 避難所等における支援体制の確立

□ 医療救護体制等の整備

- ・ 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

□ 公民館・学校等避難所における対応

- ・ 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

□ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- ・ 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

5 気象等観測に関する資料

5-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

鹿児島地方気象台

南種子町	府県予報区	鹿児島県			
	一次細分区域	種子島・屋久島地方			
	市町村等をまとめた地域	種子島地方			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	28	
		(土砂災害)	土壌雨量指数	190	
	洪水		流域雨量指数	郡川流域=15.2	
			複合基準*1	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ			
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.2m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	16	
土壌雨量指数基準			131		
洪水		流域雨量指数基準	郡川流域=12.1		
		複合基準*1	郡川流域=—		
		指定河川洪水警報による基準	—		
強風		平均風速	陸上	15m/s	
			海上	15m/s	
風雪		平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ			
波浪		有義波高	2.5m		
高潮		潮位	2.0m		
雷		落雷等に被害が予想される場合			
融雪					

注意報	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	なだれ	雪の深さで 100 cm以上で次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上		
	低温	冬期：最低気温が-4℃以下		
	霜	最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120 mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本法には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の

組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

(13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

5-2 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、災害風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

5-3 雨量観測所

関係土木事務所名	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者 (所属)	備考
熊毛	平谷川	上中地域気象観測所	南種子町中之下	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	—	南種子町福祉センター	〃 中之上	テレメータ	南種子町長	I S
	—	島間	〃 島間 3611	〃	熊毛支庁建設部長	L S
	—	夏田	〃 中之下 夏田 3330-11	〃	〃	L S

(県水防計画より)

※ アメダス：アメダステータ等統合処理システムにより、鹿児島地方気象台に配信される。

テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。

(テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。)

I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備 (テレメータ化を含む。)

L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線の整備状況

(令和6年1月現在)

地区名	無線等設置状況	戸別受信機設置状況
平山	同報系	全戸
荃永	同報系	全戸
下中	同報系	全戸
西之	同報系	全戸
西海	同報系	全戸
島間	同報系	全戸
長谷	同報系	全戸
上中	同報系	全戸

6-2 同報無線設置箇所

1. 屋外拡声器

(令和6年1月現在)

番号	地区名(集落名)	設置場所	空中線
1	西之(平野)	南種子町西之 1864-7	5素子
2	島間(仲之町)	南種子町島間 175-20	3素子
3	上中(本町)	南種子町中之上 2427	3素子
4	平山(仲之町)	南種子町平山 153	3素子
5	平山(浜田)	南種子町平山	3素子
6	平山(広田)	南種子町平山 2214-1	3素子
7	荃永(仲之町)	南種子町荃永 194-1	3素子
8	荃永(竹崎)	南種子町荃永 3364-5	3素子

9	下中（里）	南種子町中之下 1191-1	3 素子
10	下中（郡原）	南種子町中之下 3146-4	3 素子
11	西之（本村）	南種子町西之 658-3	3 素子
12	西之（前之原）	南種子町西之 5624	3 素子
13	西之（野大野）	南種子町西之 2645-6	3 素子
14	西海（大川）	南種子町中之上 3672-2	3 素子
15	西海（牛野）	南種子町島間 1504-1	3 素子
16	島間（大久保）	南種子町島間 2986-1	3 素子
17	島間（小平山）	南種子町島間 4669-1	3 素子
18	長谷（摺久保）	南種子町中之上 1794	3 素子
19	長谷（新長谷）	中種子町坂井	3 素子
20	長谷（有尾）	南種子町中之上 1878-71	3 素子
21	上中（大宇都）	南種子町中之上 2076-3	3 素子
22	上中（新栄町）	南種子町中之上 1935-92	3 素子
23	上中（河内）	南種子町中之上 364-3	3 素子

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1 食糧（主食米）の調達先

機関名	所在地	電話番号
九州農政局鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県農政部農産課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

7-2 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅必要戸数	76 戸
------------	------

敷地コード	
①グラウンド・公園	④公民館
②小学校	⑤公有地（跡地等）
③中・高校	⑥民有地

整理番号	地名地番	敷地の現状	コード	敷地面積（㎡）		建設可能 戸数	優先判定
				全体 敷地面積	建設可能 敷地面積		
502-1	中之下 1935-25	住宅用地（中学校農園）	③	2,950	2,950	20	A
502-2	荃永 863-1	旧中学校跡地	⑤	1,700	1,200	8	B
502-3	西之 1864-7	地区公民館広場	④	950	700	4	B
502-4	島間 5660-14	南種子町自然の家	⑤	9,800	1,000	4	C
502-5	平山 146-1	地区運動場広場	①	4,800	400	4	B
502-6	中之上 1830-197	地区運動場広場	①	4,950	1,200	8	B
502-7	中之上 2420-2	旧高等学校跡地	③	12,300	5,000	30	A
合計				37,450	21,650	78	

優先判定	箇所数	建設可能 敷地面積計（㎡）	建設可能戸数
A	2	7,950	50
B	4	3,500	24
C	1	1,000	4

7-3 水道施設の概要

上水道 : 南種子町水道事業

(令和3年2月現在)

許可年月日	計画給水人口	一日最大給水量	普及率 (対事業区域内人口)
平成30年3月26日	5,484人	2,773 m ³ /日	98.66%

地区名	西部	島間	中央
原水の種別	深井戸	表流水	湧水, 表流水, 深井戸

7-4 給水資機材等の整備状況

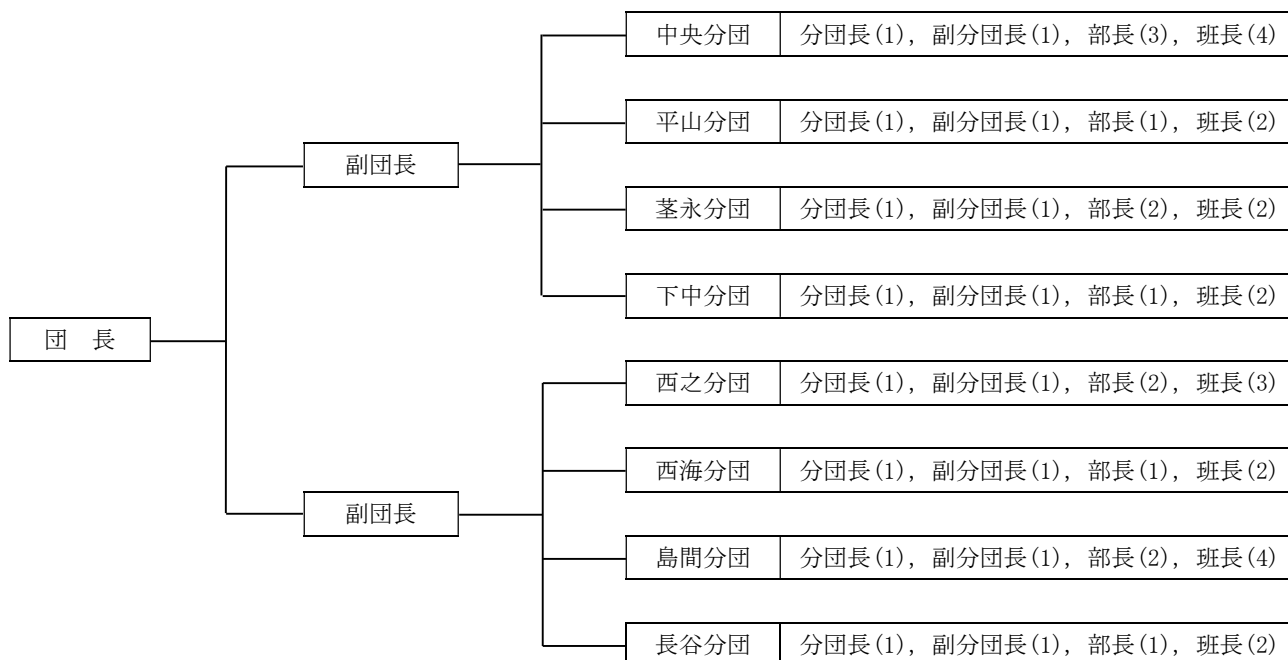
上水道

(令和3年2月現在)

資機材等名		数量
車 両	軽トラック (内軽ダンプ: 1台)	2台
	箱 バ ン	1台
給 水 容 器	給水容器 (ポリタンク 200)	6個
	給水容器 (ポリタンク 100)	4個
機 材	パイプ圧着機	4台
	発 電 機	1台
	水中ポンプ	3台
	投 光 機	2台
	コンクリートカッター	1台
	高圧洗浄機	1台
	草 払 機	2台
	ランマープレート	1台
原動機付ポンプ	3台	

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1 消防団の組織



8-2 消防団の定員及び装備状況

(令和元年 12 月現在)

本部・分団名	定員 (人)	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	3				
中央分団	28	2	1		1
平山分団	15			1	1
荃永分団	17			2	2
下中分団	15			1	1
西之分団	22			1	1
西海分団	15			1	1
島間分団	23		1		1
長谷分団	15			1	1
合計 (8分団)	153	2	2	7	9

8-3 危険物施設状況

(令和元年12月現在)

番号	名称	住所	電話番号	製造所等
1	JAXA 種子島宇宙センター	荃永字麻津	26-2111	屋内貯蔵所(3), 屋外タンク貯蔵所(6), 地下タンク貯蔵所(2), 屋外貯蔵所, 一般取扱所(7)
2	九州電力株式会社 新種子島発電所	島間 67 番地 2	26-4750	屋内貯蔵所, 屋外タンク貯蔵所(3), 屋外貯蔵所, 一般取扱所(3), 移送取扱所
3	日油株式会社 種子島事業所	平山 3138-4	26-2961	屋内貯蔵所(4), 一般取扱所(4), 屋外タンク(2)
4	株式会社コスモテック 南日本事業部	荃永 607-1	26-7311	屋内貯蔵所
5	日米礦油株式会社 種子島営業所	島間 67-8	26-4041	屋外タンク貯蔵所(6), 一般取扱所
6	有限会社永松産業 島間澱粉工場	島間 5238	26-4420	屋外タンク貯蔵所
7	有限会社永松産業 南種子給油所	中之上 1711-5	26-0300	地下タンク貯蔵所(長谷摺久保), 移動タンク貯蔵所(2), 給油取扱所, 一般取扱所(長谷摺久保)
8	有限会社和人組	中之上 2183	26-0078	屋外タンク貯蔵所(1), 給油取扱所, 一般取扱所
9	公立種子島病院	中之上 1700-22	26-1230	地下タンク貯蔵所
10	種子島岩崎ホテル	荃永 3367	26-6888	地下タンク貯蔵所
11	NTT 南種子交換局	中之上 2263-3		地下タンク貯蔵所
12	河内温泉センター	中之上 341	26-2510	地下タンク貯蔵所
13	大和温泉	中之上 2749-4	26-1888	地下タンク貯蔵所
14	有限会社船川石油店 上中給油所	中之上 2246	26-1261	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
15	有限会社船川石油店 茎永給油所	茎永 1839-2	26-7724	給油取扱所
16	南種子漁業協同組合	島間 1	26-4620	移動タンク貯蔵所
17	大慶興業株式会社	島間 5660-17		移動タンク貯蔵所(2)
18	種子島石油株式会社 南種子支店	中之上 2192-2	26-0125	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所
19	J A 種子屋久 第一給油所	中之上 2521-2	26-0123	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所

9 医療・衛生に関する資料

9-1 医療機関

名称	所在地	電話番号	FAX	診療科目
公立種子島病院	中之上 1700 番地 22	26-1230	24-1062	内科, 外科, 眼科, 心療内科, 消化器内科, 消化器外科, 循環器内科, 脳神経外科, リハビリテーション科, 耳鼻咽喉科, 皮膚科
ともファミリークリニック	中之上 3038 番地 2	24-1129	26-6233	内科, 循環器内科, 外科, 糖尿病内科 ペインクリニック内科
在宅診療所 中・南	中之上 2481 番地	28-3200	28-3902	内科
とうげ歯科医院	中之上 2494 番地 19	26-0019	26-0019	歯科

9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(令和元年 12 月現在)

区分	ごみ						し尿		合計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿車			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分										
委託業者分	2	6	2	10.6	4	16.6			4	16.6
許可業者分			5	7.7	5	7.7	3	13	8	20.7

9-3 廃棄物・し尿処理施設

1 南種子町清掃センター

所在地（電話番号）	中之下 1792-1（26-6221）
敷地面積	4,922 m ²
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：平成 8 年 3 月 20 日 処理方式：燃焼ストーカ方式 処理能力：19.25 t / 14 h × 1 基
不燃処理施設	竣 工：平成 8 年 3 月 20 日 処理方式：受入ホッパー直投方式 （鉄・スチール磁選選別圧縮機，回転式ハンマー破砕機） 処理能力：4 t / 5 h
管理型最終処分場	竣 工：平成 23 年 3 月 埋立容量：6,100 m ³
処理区域の概況（令和元年 12 月現在）	処理区域：南種子町 人 口：5,647 人 世 帯 数：2,962 世帯

2 南種子町リサイクルセンター

所在地（電話番号）	中之下 1792-1（26-2003）
敷地面積	5,521.72 m ²
中間処理施設	竣 工：平成 23 年 3 月 処理方式：缶類圧縮・梱包機，ペットボトル圧縮・梱包機 ストックドーム

3 中南広域し尿処理場

所在地（電話番号）	中種子町野間 17007-25（27-1457）
敷地面積	5,192 m ²
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：昭和 48 年 3 月（改修 平成 15 年 3 月） 処理方式：標準脱窒素処理＋高度処理 処理能力：30kl / 日（し尿 10 kl / 日，浄化槽汚泥 20 kl / 日） 処理計画人口：15,924 人

9-4 火葬場

中南広域斎苑

所在地（電話番号）	中種子町野間 15195-2（27-3444）
敷地面積	6,616 m ²
斎場施設	竣 工：昭和 62 年 4 月 施 設 数：火葬炉 2 基，冷却室 2 基

10 輸送に関する資料

10-1 救援物資等集積場所

名 称	所在地	電話番号	面 積
農業者トレーニングセンター	中之上 2293-5	26-0250	1,821 m ²
中平小学校体育館	中之上 2427	26-0291	617 m ²
南種子中学校体育館	中之下 1900	26-2355	1,182 m ²
南種子町備蓄倉庫	中之上 2789-1	26-1111	24.5 m ²

10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

名 称	所在地	設置（管理）者	連絡先	面積, その他
緊急ヘリポート	中之下 1866-1	南種子町	26-1111	8,568 m ² 照明あり
前之峯陸上競技場	中之上 2260-1	南種子町	26-1111	23,485 m ² 照明あり

10-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用 <div style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出書</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 鹿児島県公安委員会 殿 <div style="text-align: right;">申請者住所 (電 話) 氏 名 印</div>	
番号標に標示されている番号 (登録番号)	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名	
使用者	住 所 () 局 番 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A- 号	
災害応急対策用 <div style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出済証</div> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 <div style="text-align: right;">年 月 日 鹿児島県公安委員会 印</div>	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署（幹部派出所を含む）、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

11 その他の資料

11-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

令和元年10月23日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 ・1人1日当たり 330円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 5,714,000円 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1. 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容できる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間は2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	・1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失若しくはき損等により使用することができず、直	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること

	ちに日常生活を営むことが困難な者								
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上(1人増すごとに加算)
		全壊・全焼・流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班・・・使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は, 別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって, 災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み, 現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は, 別途計上				
被災者の救出	1. 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は, 以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費, 人件費は, 別途計上				
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け, 自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室, 炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内		災害発生の日から1か月以内					

学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失，半壊（焼） 又は床上浸水により， 学用品を喪失又は毀損等 により使用することができず， 就学上支障のある小学校児童， 中学校生徒，義務教育学校生徒 及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の 教材で，教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材・又は正規 の授業で使用している教 材実費 2. 文房具及び通学用品は， 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通 学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情 に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡したも のであっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態 にあり，かつ， 四囲の事情により既に死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費，人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したも のは，一応死亡したものと推定 している。
死体の処理	災害の際死亡した 者について， 死体に関する処理（埋葬を除 く。）をする。	（洗浄，消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上料 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案，救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費，人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイ スの購入等が必要な場合は，当 該地域における通常の実費を 加算できる。
障害物の除去	居室，炊事場， 玄関等に障害物 が運びこまれて いるため生活に 支障をきたして いる場合で自力 では除去するこ とができない者	市町村内において障害物の 除去を行っ た一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び 賃金 職員等雇上 費	1. 被災者の避難 に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が認められる期間以 内	

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 光熱水費, 修繕費) 5. 使用料及び賃借料, 6. 通信運搬費 7. 委託料	救助事務費に支出できる費用は, 法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し, 各災害の当該合算した額の合計額が, 国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に, つぎのイからト迄に掲げる区分に応じ, それぞれイからト迄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には, 都道府県知事等は, 内閣総理大臣に協議し, その同意を得たうえで, 救助の程度, 方法及び期間を定めることができる。

11-2 指定（登録）文化財一覧

令和元年12月現在

区分	種別	名称	所在地		指定年月日
国	史跡	広田遺跡	平山広田		平成20年3月28日
	重要文化財 (考古資料)	広田遺跡出土品	平山広田	広田ミュージアム	平成21年7月10日
			上中	町埋蔵文化財センター	
	無形民俗	種子島宝満神社の御田植祭	茎永松原		平成28年3月2日
県	有形文化財 (考古資料)	鰐口	上中	町埋蔵文化財センター	昭和42年3月31日
	無形民俗	南種子町平山の蚕舞	平山		昭和43年3月29日
	無形民俗	南種子町平山の座敷舞	平山		昭和43年3月29日
	史跡	横峯遺跡	島間	島間横峯2510番地1	平成15年4月22日
	天然記念物	南種子町河内の貝化石層	上中河内		平成23年4月19日
	天然記念物	南種子町のインギー鶏	下中真所		平成25年4月23日
	無形民俗	種子島南種子町宝満鳴突き 猟	茎永		平成26年4月22日
	有形文化財 (考古資料)	銭亀遺跡出土品	上中	町埋蔵文化財センター	平成27年4月17日
町	無形民俗	下中八幡神社お田植祭	下中真所		昭和47年3月30日
	史跡	貫門	島間稲子泊		昭和47年3月30日
	無形民俗	西之本国寺盆踊	西之		昭和47年3月30日
	無形民俗	広田石塔祭	平山広田		昭和47年3月30日
	天然記念物 (名勝)	門倉・前之浜自然公園	西之～茎永		昭和47年3月30日
	天然記念物 (史跡)	岩穴	平山広田		昭和47年3月30日
	天然記念物 (史跡)	砂坂孫左エ門の碑及び業績	西之字大中峰		昭和55年4月9日
	天然記念物 (史跡)	上妻城址	島間字内城		昭和56年1月1日
	天然記念物 (地質鉱物)	枕状溶岩	西海上立石		昭和56年1月1日
	天然記念物 (史跡)	大塚山のヤッコ草及び石塔	島間字大久保		昭和56年1月1日
	天然記念物 (地質鉱物)	田代化石	西之田代		昭和56年4月11日
	史跡	種子島製塩初地	西海下立石		平成3年5月1日
	天然記念物 (植物)	オニバス	茎永	種子島宇宙センター	平成7年9月28日

町	有形文化財 (歴史資料)	遠矢碑	西之本村		平成20年4月28日
	有形文化財 (歴史資料)	松寿院の安政川直しの碑と 水天之碑	平山宇川崎塩入		平成20年4月28日
	名勝	火合峯	島間大久保		平成22年3月8日
	有形文化財 (歴史資料)	書道(日悦上人)の墓及び 関連品	上中	町埋蔵文化財センター	平成28年2月25日
	天然記念物	海浜性ハンミョウ生息地	下中		平成31年4月25日